

はありません。吸い込んだ量や期間種類によって発病の状況も異なります。

Q 健康被害の認定と補償を受けることは可能ですか？

A 業務上、アスベストを吸入し、それが原因で肺がんなどにかかったり、亡くなられた場合、労災として労働基準監督署に申請し、業務上と認定されると、労災補償給付を受けることができます。

アスベストまたはアスベスト関連製品を取り扱う事業所などに勤務していた可能性について、思い当たる方は、勤務先または労働基準監督署にご相談ください。

なお、現在のところ、労働者以外の方で、アスベストに起因する疾病に対し、国が補償を行う制度はありません。

Q 自宅にアスベストを含む建材が使われているか調べられますか？

A 屋根用のスレートや外壁サイディングなどの建材によっては、非飛散性のアスベスト成形板が含まれているものもあります。

アスベストが含まれているかどうかを知るには、建築業者にどのような

な建材を使ったかを聞き（メーカー名や商品名など）、その建材メーカーに確認することが必要です。

なお、非飛散性のアスベスト成形板は、通常の使用では健康に心配はないとされています。

Q 自宅の建材中にアスベストが含まれている場合、除去しなければなりませんか？

A 非飛散性のアスベスト成形板の建材は、通常の生活をしている限り、除去の必要はありませんが、改築や解体を行う場合は十分な対策が必要です。

なお、飛散性のアスベスト含有建材で、はく離または劣化が著しい場合は、除去や囲い込み処理などの対策を行うことが望ましいとされています。

Q 自宅でアスベストを使用していた場合、どのようなように処理すればよいのですか？

A 除去作業で飛散したアスベストを吸引する可能性がありますので、ご自分で処理は行わず、必ず専門業者に処理を依頼してください。

また、アスベストは一般廃棄物としては絶対に排出しないでください。

Q 市のアスベスト対策はどうなっていますか？

A 市は、7月22日に「登別市アスベスト対策連絡会議」を設置。市の施設のアスベスト使用状況を調査するとともに、情報の収集と当面の対応策について協議を重ねてきました。

市の施設の調査は、次の3項目を中心に行いました。

- 施設建設時の設計図書などによる建材の確認
- 設計図書などによる建材の確認が困難な施設は、施設管理担当者や建築技師による目視確認
- 老朽化の進んでいる施設における建材のはく離や劣化個所の把握

調査の結果、392施設中、アスベスト含有建材を使用している施設が344施設あることが判明したため、市は施設を次の3グループに分類して応急対策などの対応を行っています。

- 飛散の恐れがあると判断した2施設（鷲別東団地トイレの臭気抜き（石綿管）と札内高原館の体育館の壁）は、直ちに飛散防止や壁の張り替えを行いました。

● 直ちに飛散する恐れはないものの、断熱材などとして使用している12施設は、建材の分析（アスベスト含有の有無などの確認）や工法を検討し、順次、必要な対策を行います。

● そのほかの施設は、施設の軒天や内装材にアスベストスレートが使用されていますが、現在のところ飛散の恐れはなく安定しています。今後も、厳重な管理に努めます。

アスベストについての相談窓口

総合的な窓口.....総務グループ
 (☎ 85 1 1 3 0)

解体工事について...建築住宅グループ
 (☎ 85 4 3 9 9)

廃棄物について.....環境対策グループ
 (クリンクルセンター内 ☎ 85 2 9 5 8)

労働災害について...室蘭労働基準監督署
 (☎ 23 6 1 3 1)

健康について.....室蘭保健所保健福祉企画課
 (☎ 24 9 8 3 4)